

鳥取県告示第 538 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人中部福祉会 理事長 田熊博文	東伯郡北栄町東園331-1	北栄居宅介護支援センターあずま園	東伯郡北栄町東園329	平成20年7月17日